

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 &lt;省 略&gt;<br/>&lt;新 設&gt;</p> <p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は東京<br/>都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (発行する株式の総数および株式の<br/>消却) 当社の発行する株式の総数は<br/>2 億 4,950 万株とする。ただし、株式<br/>消却が行なわれた場合にはこれに相当<br/>する株式数を減ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第 6 条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法<br/>第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号</u>の規定によ<br/>り、取締役会の決議をもって自己株式<br/>を<u>買い受ける</u>ことができる。</p> <p>第 7 条 (株式の 1 単元の数および単元未満<br/>株券の不発行) ①当社の株式の 1 単<br/>元の数 は 1,000 株とする。<br/>②当社は、<u>1 単元の株式の数に満たな<br/>い株式 (以下「単元未満株式」という。)</u><br/>に係る株券を発行しない。ただし、<br/>株式取扱規程に定めるところについて<br/>はこの限りではない。</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取<br/>締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>取締役会</u></li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電<br/>子公告とする。ただし、事故その他やむ<br/>を得ない事由によって電子公告による公<br/>告をすることができない場合の公告方法<br/>は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可<br/>能株式総数は 2 億 4,950 万株とする。</p> <p>第 7 条 (株券の発行) 当社は、<u>株式に係る<br/>株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社<br/>法第 165 条第 2 項</u>の規定により、取締<br/>役会の決議によって自己の株式を<u>取得す<br/>る</u>ことができる。</p> <p>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不<br/>発行) ①当社の単元株式数は 1,000 株<br/>とする。<br/>②当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、<br/>単元株式数に満たない数の株式 (以下「単<br/>元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行<br/>しない。ただし、株式取扱規程に定め<br/>るところについてはこの限りではない。</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p><u>第8条</u> (单元未満株式の買増請求) 当会社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、当会社に対し、その单元未満株式の数とあわせて<u>1单元の株式の数となるべき数の株式の売り渡し</u>を請求することができる。ただし、売り渡すべき数の自己株式を当会社が保有していない場合、その他株式取扱規程に定める場合はこの限りではない。</p> <p><u>第9条</u> (株式取扱規程) 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録、单元未満株式の買い取りおよび売り渡し、その他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> | <p><u>第10条</u> (单元未満株式についての権利) 当会社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p><u>第11条</u> (单元未満株式の買増請求) 当会社の单元未満株式を有する株主は、当会社に対し、その有する单元未満株式の数とあわせて<u>单元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。ただし、売り渡すべき数の自己株式を当会社が保有していない場合、その他株式取扱規程に定める場合はこの限りではない。</p> <p><u>第12条</u> (株式取扱規程) 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>第 10 条 (名義書換代理人) ①当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>②名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買い取りおよび売り渡し、届け出の受理事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 11 条 (基準日) ①当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>②前項のほか、必要のある場合にはあらかじめ2週間前の公告をして、基準日を定めることができる。</p> | <p>第 13 条 (株主名簿管理人) ①当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>       |
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条 (総会の開催日) 定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>   | <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条 (総会の開催日) 定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。</p> <p>第 15 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>第 13 条 (総会の招集者) 株主総会は法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議をもって、<u>社長が招集し、社長差し支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>第 14 条 (総会の招集地) 株主総会の招集地は本店所在地またはこれに隣接する地もしくは東京都東村山市とする。</p> <p>第 15 条 &lt;省 略&gt;</p> <p>第 16 条 (総会の決議方法) ①株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除くほか、<u>出席株主の議決権の過半数をもってこれをなす。</u></p> <p>②<u>商法第 343 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれをなす。</u></p> <p>第 17 条 (議決権の代理行使の制限) ①株主が代理人をもって議決権を行使しようとする場合にはその委任する代理人は<u>当会社の議決権を有する株主であることを要する。ただし、外国に在住する株主が代理人をもって議決権を行使しようとする場合にはこの限りではない。</u></p> <p>②前項の株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出することを要する。</p> | <p>第 16 条 (総会の招集者) 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役会の決議をもって社長が招集し、社長差し支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>第 17 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 18 条 (総会の決議方法) ①株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>②<u>会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</u></p> <p>第 19 条 (議決権の代理行使) ①株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、外国に在住する株主が代理人をもって議決権を行使しようとする場合には、当該代理人は当会社の議決権を有する株主であることを要しない。</u></p> <p>②前項の株主または代理人は、<u>代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出することを要する。</u></p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>第 18 条 (総会の議事録の作成) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 &lt;省 略&gt;</p> <p>第 20 条 (取締役の選任) ①&lt;省 略&gt;</p> <p>②取締役の選任決議については総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>③ &lt;省 略&gt;</p> | <p>第 20 条 (総会の議事録の作成) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第 21 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 22 条 (買収防衛策に関する規則) 当社は、<u>株主総会の決議により、当社の株式の大規模な取得によって、当社の企業価値が損なわれ、株主共同の利益が侵害されることを防止するために、買収防衛策に関する規則を制定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 23 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 24 条 (取締役の選任) ①&lt;現行どおり&gt;</p> <p>②取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>③ &lt;現行どおり&gt;</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p><u>第 21 条（役付取締役の選任）</u> 取締役会はその決議をもって取締役中より会長、副会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p><u>第 22 条（代表取締役の選任）</u> 取締役会はその決議をもって各自会社を代表すべき取締役若干名を選任するものとする。</p> <p><u>第 23 条（名誉会長および相談役の設置）</u> 当会社に取締役会の決議をもって<u>名誉会長 1 名および相談役若干名</u>を置くことができる。</p> <p><u>第 24 条（取締役の任期）</u> 取締役の任期は就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>第 25 条（取締役の報酬の決定）</u> 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会において定める。</p> <p><u>第 26 条</u>            ＜省 略＞</p> <p><u>第 27 条（取締役会の招集通知）</u> &lt;省 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> | <p><u>第 25 条（代表取締役および役付取締役）</u> ① 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>②<u>取締役会は、その決議によって、取締役の中から会長、副会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">＜削 除＞</p> <p><u>第 26 条（相談役の設置）</u> 当会社に取締役会の決議をもって相談役を置くことができる。</p> <p><u>第 27 条（取締役の任期）</u> 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>第 28 条（取締役の報酬等の決定）</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会において定める。</p> <p><u>第 29 条</u>            ＜現行どおり＞</p> <p><u>第 30 条（取締役会の招集通知）</u> ①&lt;現行どおり&gt;</p> <p>②<u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>第 28 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、<u>その出席取締役の過半数をもってこれをなす。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第 29 条 (取締役会の議事録の作成) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>第 30 条 (取締役の責任免除) ①当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役 (取締役であった者を含む。)</u> の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 31 条 &lt;省 略&gt;</p> | <p>第 31 条 (取締役会の決議方法) ①取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>②当社は、<u>会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 32 条 (取締役会の議事録の作成) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>第 33 条 (取締役の責任免除) ①当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役 (取締役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任の限度額は、500 万円以上</u>であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 34 条 &lt;現行どおり&gt;</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>第 32 条 (監査役の選任) ①&lt;省 略&gt;</p> <p>②監査役の選任決議については<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>第 33 条 (常勤監査役の選定および常任監査役の選任) <u>監査役は互選をもって常勤の監査役を定める。また、監査役は互選をもって常勤の監査役中より常任監査役を選任することができる。</u></p> <p>第 34 条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第 35 条 (監査役の報酬の決定) <u>監査役の報酬および退職慰労金は株主総会において定める。</u></p> | <p>第 35 条 (監査役の選任) ①&lt;現行どおり&gt;</p> <p>②監査役の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>第 36 条 (常勤監査役および常任監査役) <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。また、監査役は、互選によって常勤の監査役の中から常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>第 37 条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第 38 条 (補欠監査役の選任) ①当社は、<u>法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者 (以下「補欠監査役」という。) をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p>②補欠監査役の選任方法は、<u>第 35 条第 2 項を適用する。</u></p> <p>③補欠監査役の選任に係る決議の効力は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>④補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時またはその選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時のいずれか早い時までとする。</u></p> <p>第 39 条 (監査役の報酬等の決定) <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会において定める。</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>第 36 条 (監査役会の招集通知) &lt;省 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第 37 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除くほか、監査役の過半数をもってこれをなす。</p> <p>第 38 条 (監査役会の議事録の作成) 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>第 39 条 (監査役の責任免除) 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役 (監査役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;章 新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> | <p>第 40 条 (監査役会の招集通知) ①&lt;現行どおり&gt;</p> <p>②<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第 41 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>第 42 条 (監査役会の議事録の作成) 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>第 43 条 (監査役の責任免除) ①当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項</u>の規定により、取締役会の決議によって、<u>同法第 423 条第 1 項に規定する監査役 (監査役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>②<u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 44 条 (会計監査人の選任) <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第40条(営業年度および決算期)当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>その末日をもって決算期とする。</u></p> <p>第41条(利益配当金)①利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対してこれを支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>②利益配当金が支払いの提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>③未払いの利益配当金には利息をつけない。</p> | <p>第45条(会計監査人の任期)①会計監査人の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、<u>当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条(事業年度)当会社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>第47条(剰余金の配当)①当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>②当会社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>③配当財産が金銭である場合、<u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</u></p> <p>④未払いの金銭による剰余金の配当には利息をつけない。</p> |

以 上